

**【ポ国内制限】新型コロナウイルス感染症に関するポーランドの  
水際防疫措置及び国内制限措置の強化について（11月30日）**

**<ポイント>**

- 29日、ニエジェルスキ保健大臣の記者会見において、12月1日（水）から同月17日（金）まで、オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の強化が発表されました。
- 水際防疫措置の変更点は、以下のとおりです。
  - アフリカ7カ国からの航空便の運航が禁止され、同7カ国からの渡航者に対しては、経由地を問わず、14日間の隔離義務が適用されます。なお、PCR検査等の陰性証明による隔離期間の短縮はできません。
  - EU、シェンゲン加盟国及びトルコ以外からの渡航者の隔離期間は、10日から14日に延長されます。ただし、EUで認められたワクチン接種証明保持者は隔離の対象外となります。また、隔離対象者であっても、入国後8日経過した後にPCR検査を行い、陰性が証明されれば、隔離期間を短縮できます。
- 国内制限措置の主な変更点は、飲食店、宿泊施設、映画館、劇場、フィルハーモニーなどの文化施設、スポーツ施設及び教会などの入場制限が、現行の75%から50%に、また、集会や冠婚葬祭などイベントの人数制限が、現行の150人以内から100人以内に、さらに、屋外のスポーツ・イベントの人数制限が、現行の500名以内から250名以内に引き下げられるほか、スポーツジム、ショッピングモールを含む商業施設、会議施設、博物館、美術館などの文化施設の入場制限は、現行の10平方メートルあたり1人から、15平方メートルあたり1人となります。なお、ワクチン接種者は制限の対象外のものもあります。
- 現在、感染者数は以前に比べ増加しています。また、新たな変異株が出現しておりますので、引き続き十分にご注意いただき、感染予防措置を心がけて下さい。

29日、ニエジェルスキ保健大臣の記者会見において、12月1日（水）から同月17日（金）まで、オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の強化が発表されました。主な変更点は以下のとおりです。

**1 水際防疫措置**

(1) アフリカ7カ国（ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ）からの航空便の運航が禁止され、同7カ国からの渡航者に対しては、経由地を問わず、14日間の隔離義務が適用されます。なお、PCR検査等の陰性証明による隔離期間の短縮はできません。

(2) EU、シェンゲン加盟国及びトルコ以外からの渡航者の隔離期間は、10日から14日に延長されます。ただし、EUで認められたワクチン接種証明保持者は、隔離の対象外となります。また、隔離対象者であっても、入国後8日経過した後にPCR検査を行い、陰性が証明されれば、隔離期間を短縮できます。なお、詳細が確認でき次第、当館HPに掲載します。

## 2 国内制限措置

主な変更点は、飲食店、宿泊施設、映画館、劇場、フィルハーモニーなどの文化施設、スポーツ施設及び教会などの入場制限が、現行の75%から50%に、また、集会や冠婚葬祭などイベントの人数制限が、現行の150人以内から100人以内に、さらに、屋外のスポーツ・イベントの人数制限が、現行の500名以内から250名以内に引き下げられるほか、スポーツジム、ショッピングモールを含む商業施設、会議施設、博物館、美術館などの文化施設の入場制限は、現行の10平方メートルあたり1人から、15平方メートルあたり1人となります。なお、ワクチン接種者は制限の対象外のものもあります。なお、制限措置の違反者には罰則がありますので十分にご注意ください。現状の国内制限措置につきましては、以下当館HPをご参照ください。

### 【国内制限内容：12/1～】

※国内の感染状況により変更される可能性がありますのでご注意ください。

※ワクチン接種者とは、規定回数の接種をしてから14日が経過した者。

- (1) ソーシャルディスタンス（1.5m）の確保。
- (2) 密室など限られた空間において、口と鼻をマスクで覆うことが義務化（フェイスガードやマフラー、スカーフは不可）。
- (3) 交通機関の乗客を、収容可能人数の100%までに制限。
- (4) 商店店舗内への入店可能人数が、防疫措置が執られている上で、15平方メートルに1人までに制限され、入店時は、手袋の着用又は手の消毒が必要。
- (5) 飲食店の営業制限（席数の50%を利用可。テーブル間に高さ1mのパーティションがない限り、テーブル間の距離が1.5mで、一つおきに利用可）。
- (6) ホテルの利用制限（宿泊可能人数の50%まで。レストランは上記（5）と同様。規定回数のワクチン接種者及び12歳未満の子供等は除く）。
- (7) 見本市、会議などの開催の制限（15平方メートルあたり1名まで。規定回数のワクチン接種者は除く。）。
- (8) 博物館及び美術館の利用制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで。）。
- (9) 映画館の利用制限（防疫措置が執られた上で、観衆は収容人数の50%まで。マスク着用義務）。
- (10) 劇場、オペラ、フィルハーモニー等の利用制限（屋内外共に防疫措置が執られた上で、観衆は収容人数の50%まで。右に加え、屋外の場合は、観衆が最大250名までで、ワクチン接種者を除く。屋内の場合は、15平方メートルあたり1名までで、マスク着用義務）。
- (11) 文化センター等の施設での活動は、屋内外問わず参加率が最大50%まで（マスク着用義務）。
- (12) 図書館の利用制限（マスク着用義務、15平方メートルあたり1名まで。イベントは15人までで、マスク着用義務）。
- (13) ライブやサーカスは、観客定員の50%までに制限。マスク着用義務、ソーシャル・ディスタンスの確保、15平方メートルあたり1名まで。
- (14) 屋外の遊園地やテーマパーク等のレクリエーション施設の利用制限（定員の50%まで）。屋内のものは引き続き閉鎖。

- (15) ジム・フィットネスクラブ及びソラリウムの営業制限（防疫措置が執られている上で、15平方メートルあたり1名まで。ワクチン接種者を除く）。
- (16) 屋内スポーツ施設及びプール・ウォーターパークの利用制限（収容人数の50%まで利用可（観覧も含む）。観覧について指定席がない場合はソーシャル・ディスタンスの確保。右に加え、屋外の場合、最大250名まで。ワクチン接種者を除く）。
- (17) 協議会やスポーツイベントの開催制限（観衆は最大50%まで）。
- (18) 教会における宗教行事への参加者の人数制限が、収容定員の最大50%（ワクチン接種者は除く）。
- (19) 冠婚葬祭やその他お祝い等のための集会の制限（防疫措置が執られた上で、最大100人まで。ワクチン接種者は除く）。飲食店の場合には上記（5）の制限と同様。
- (20) ディスコやナイトクラブの営業制限（防疫措置が執られた上で、収容人数は最大100名まで。ワクチン接種者は除く）。
- (21) 公共の場での集会への参加者は、防疫措置が執られた上で、最大100人までに制限（ワクチン接種は除く）。集会ごとの間隔を100m確保。
- (22) 療養所・リハビリセンターの利用は、リハビリ開始の4日以内の陰性証明が必要。

※ポーランド政府HP

（ポーランド語） <https://www.gov.pl/web/koronawirus/aktualne-zasady-i-ograniczenia>

- 3 現在、感染者数は以前に比べ増加しており、また、新たな変異株の出現しておりますので、引き続き十分にご注意いただき、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、感染予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは何うことになります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)